## NHK だけ映らないアンテナ開発についての当研究室の公式見解

筑波大学システム情報系准教授 掛谷英紀

当研究室で開発した NHK だけ映らないアンテナについて、これまで多くの報道がなされていますが、必ずしも当研究室の意図を正確に伝えていません。そこで、ここに研究室としての公式見解を述べさせていただきます。

この装置を開発したきっかけは、NHK の要請で YouTube に上がった平成 25 年 3 月 8 日の中山成彬議員の国会質問が削除されたことです。同日の衆議院予算委員会で、いわゆる従軍慰安婦問題について、辻元清美議員と中山成彬議員が正反対の立場から質問しました。いずれも YouTube にアップロードされましたが、NHK は後者のみについて削除要請しました。これは、公共放送として守るべき政治的中立性を著しく欠くと同時に、国民の多様な意見を尊重する民主主義を脅かす行為です。当然ながら、この事案はその深刻さゆえ、国会でも追及されました。平成 25 年 3 月 27 日の参議院総務委員会では、亀井亜紀子議員がこの問題について NHK の見解を問いただしました。NHK の石田理事は、後日辻元議員の質問も削除要請したと答えましたが、亀井亜紀子議員は削除に時間差があったことは問題だと述べています。また、平成 26 年 2 月 3 日の衆議院予算委員会で、杉田水脈議員も、この問題を取り上げており、放送法 4 条にある「政治的に公平であること」に違反するのではないかと述べています。

上記は NHK の公共性を疑わせる最も重大な事案ですが、他にも個々の番組内において、やらせや意図的編集など、公共性を疑わせる事案が数多く発覚しています。こうした事案が続く背景として、NHK に公共性を担保させる仕組みがないことがあります。国会議員には選挙、裁判官には国民審査があるように、公権力に対しては国民によって何らかの選別・監視が行われます。ところが、NHK は予算については国会の承認が必要なものの、それ以外については国民による監視が一切行われません。ふれあいセンターという苦情受付窓口はありますが、そこで寄せられた視聴者の声を反映する義務は NHK にはありません。放送倫理を審査する BPO も、その人選は放送局側によって行われており、放送局に甘い判断が下される傾向が顕著です。

このように、公共性を担保する仕組みが存在しない以上、国民にNHKと契約しない自由は保障されてしかるべきと考えます。放送法 64 条には「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」とあります。そこで、協会の放送を受信できない設備を設置するという選択肢を技術的に実現し、NHKと契約する・しないを選択する自由を国民に提供する目的で本装置を開発しました。

ごく一部に、この装置開発は脱法行為ではないかとの批判があります。当研究室は、むしろ現状こそが違法状態であり、この装置はむしろその違法状態の低減に寄与できると考えています。上述の通り、NHKには放送法 4 条違反を疑わせる事案が多数発生しています。また、受信料支払率が約 7 割という現状においては、約 3 割の国民は放送法 64 条に違反している疑いがあることになります。その 3 割の中には NHK を視聴しながら受信料を払っていない人も多数おり、費用負担に著しい不公平があるのに、それが放置されている現状にあります。NHK のみ受信しないアンテナが提供されれば、「払わない人は見ない」が徹底され、放送法64 条違反状態の低減が期待できるとともに、国民の支持を得て契約者数を維持するための自浄作用により NHK の放送法 4 条違反も低減すると期待されます。

NHK の現行の受信料制度は、上述の通り多くの問題を孕んでおり、大多数の国民が不満に思っているものの、それを変えるきっかけがありませんでした。このアンテナ開発が、スクランブル放送、民営化、国営化、契約者による理事選挙制度の導入、BPO 委員の公選制など、種々の選択肢を想定した上で、国民にとってより公正で有益な NHK のあり方を本格的に議論するきっかけになることを願っております。